

経 済 産 業 省

20150309貿局第5号
輸出注意事項27第3号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年3月25日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について」の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日から施行する。

なお、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程（以下「改正規程」という。）の施行の日から平成27年4月30日までの間は、改正規程の改正前の規程に基づく旧別紙様式について、改正規程の新別紙様式にかかわらず、なおこれを使用することができるものとし、提出先について、改正規程の新提出先にかかわらず、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室に輸出承認申請書の提出ができるものとする。

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分） <改正案>

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改正後	現行												
<p>I・II (略)</p> <p>III 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) 輸出許可書等の様式及び提出先</p> <p>対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式1－(1)に定める輸出許可書等2通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」（以下「担当課室」という。）に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="161 662 1050 903"> <thead> <tr> <th>貨物の種類</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種</td> <td>経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 輸出許可書等の添付書類</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p><u>(チ) 再輸出する動植物等であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの</u>にあつては、<u>残高を証する書面（別紙様式2）及びその写し 各1通</u> <u>なお、当該書面は上記（ト）の相手国政府当局が発行した書面ごとに1通ずつ作成すること。</u></p> <p><u>(リ)・(ヌ)</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 輸出許可書等の記載要領</p> <p>(1) 通則</p> <p>(イ) (略)</p>	貨物の種類	提出先	(略)	(略)	対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課	<p>I・II (略)</p> <p>III 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) 輸出許可書等の様式及び提出先</p> <p>対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式(1)に定める輸出許可書等2通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」（以下「担当課室」という。）に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1211 662 2112 943"> <thead> <tr> <th>貨物の種類</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種<u>であつて、加工品以外のもの</u></td> <td>経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 輸出許可書等の添付書類</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(チ)・(リ)</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 輸出許可書等の記載要領</p> <p>(1) 通則</p> <p>(イ) (略)</p>	貨物の種類	提出先	(略)	(略)	対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種 <u>であつて、加工品以外のもの</u>	経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課
貨物の種類	提出先												
(略)	(略)												
対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課												
貨物の種類	提出先												
(略)	(略)												
対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種 <u>であつて、加工品以外のもの</u>	経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課												

(ロ) 記載事項が多い場合は、別紙様式1-(2) Continuation sheet 又は別紙様式1-(3) Inventory sheet を使用し、輸出許可書等に貼付する。

(ハ) (略)

(2)～(17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) (略)

(ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記1の(3)の(イ)に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、書面により、関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る助言について、包括同意を得ている場合を除く。

条約の附属書による区分		関係省
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
植物界	(略)	(略)
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部森林利用課

(ハ) 担当課室は、当該輸出許可申請の内容が本邦からの再輸出に係るものであるとして、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものであるときは、以下のいずれかの処理を行った後、提出者に返却するものとする。

① 最初の再輸出であるときは、前記1の(2)の(ハ)の原本の裏面及び同(チ)又は下記IVの1により提出された通関済み輸入申告書の原本の裏面及び残高を証する書面に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局の印(以下「日本国管理当局印」という。)を割り印した後、残高を証する書面に輸出許可番号及び許可年月日を記載し、担当者

(ロ) 記載事項が多い場合は、別紙様式(2) Continuation sheet 又は別紙様式(3) Inventory sheet を使用し、輸出許可書等に貼付する。

(ハ) (略)

(2)～(17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) (略)

(ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記1の(3)の(イ)に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、書面により、関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る助言について、包括同意を得ている場合を除く。

条約の附属書による区分		関係省
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
植物界	(略)	(略)
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部研究・保全課

(ハ) 担当課室は、当該輸出許可申請の内容が本邦からの再輸出に係るものであるときは、前記1の(2)の(ハ)又は下記IVの2により提出された通関済み輸入申告書の原本の裏面に当該申請に係る内容を次の例により記述し、担当課室長又はその直近下位の者の署名、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局の印(以下「日本国管理当局印」という。)を押した後、提出者に返却するものとする。

による署名又は押印を行う。

- ② 次回以降の再輸出であるときは、前記1の(2)の(チ)又は下記IVの1により提出された残高を証する書面に、輸出許可番号及び許可年月日を記載し、担当者による署名又は押印を行う。

(削る)

(ニ)～(リ) (略)

(2)～(4) (略)

(5) 輸出許可実績報告書及び輸出許可書等の提出

経済産業局及び沖縄総合事務局の担当課室は、当該担当課室が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式(3)による報告書1通を当該暦年終了の日から1ヶ月以内に輸出許可書等の写しを添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。

IV 特例

1 条約発効前に既に輸入された貨物が再輸出される場合における輸出許可書等の取扱い

対象貨物であって、輸出許可書等に昭和55年11月3日以前に、本邦に輸入されていたことを証する通関済み輸入申告書の原本及び残高を証する書面(別紙様式2)(輸入の際の性質及び形状が変わっていないものの輸出に限り提出を要するものとする。) 並びに写し各1通を添付して申請のあったときは、前記IIIの1の(2)及び(3)の規定にかかわらず、担当課室は輸出許可書等の交付を行うものとする。

2 (略)

V (略)

別紙様式1-(1)

<u>商 品 名</u>	
<u>輸 出 数 量</u>	
<u>輸 出 許 可 書 番 号</u>	
<u>許 可 年 月 日</u>	
<u>署 名</u>	

(ニ)～(リ) (略)

(2)～(4) (略)

(5) 輸出許可実績報告書及び輸出許可書等の提出

経済産業局及び沖縄総合事務局の担当課室は、当該担当課室が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式(4)による報告書1通を当該暦年終了の日から1ヶ月以内に輸出許可書等の写しを添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。

IV 特例

1 条約発効前に既に輸入された貨物が再輸出される場合における輸出許可書等の取扱い

対象貨物であって、輸出許可書等に昭和55年11月3日以前に、本邦に輸入されていたことを証する通関済み輸入申告書の原本(輸入の際の性質及び形状が変わっていないものの輸出に限り提出を要するものとする。)及び写し1通を添付して申請のあったときは、前記IIIの1の(2)及び(3)の規定にかかわらず、担当課室は輸出許可書等の交付を行うものとする。

2 (略)

V (略)

別紙様式(1)

